

皆様に安心と潤いの提供を目指す 生活サポーター

公益財団法人 富山県生活衛生営業指導センターのご案内

生活衛生関係営業(生衛業)とは…

「生衛業」とは、理容、美容、クリーニング、
旅館、公衆浴場、興行場、飲食店など
16業種を総称して生衛業と呼んでいます。



理容店



美容店



興行場
(映画館・劇場・寄席)



クリーニング店



公衆浴場
(銭湯)



旅館・ホテル



めん類店
(そば・うどん店)



冰雪販売業
(氷屋)



食肉販売店



その他の飲食店
(食堂・レストランなど)



すし店



食鳥肉販売店



喫茶店



中華料理店



社交業
(スナック・バーなど)



料理店
(料亭など)

公益財団法人 富山県生活衛生営業指導センター

富山県指導センターは

経営全般から事業資金のご相談まで
承っております。



指導センターは生衛法に基づいて、
各都道府県に一つ設立された生衛
業に関する相談窓口です。

おもな相談内容

■創業に関する相談を行っています

- (1) 資金計画などの相談
- (2) 営業許可等の手続きに関する相談

■設備資金や運転資金の融資相談を行っています

- (1) 新規開業に伴う店舗の新築や増改築、設備の更新などのために資金が必要な場合の融資相談
- (2) 消費税等を納付したため仕入れ資金が不足した場合の運転資金融資の相談
- (3) (株) 日本政策金融公庫の各種融資の申込手続きや書類作成などの支援・指導

■営業相談を行っています

- (1) 経営・税務・融資・衛生などの生衛業の経営全般にわたる営業相談
- (2) 県内各地で「地区相談会」を開催

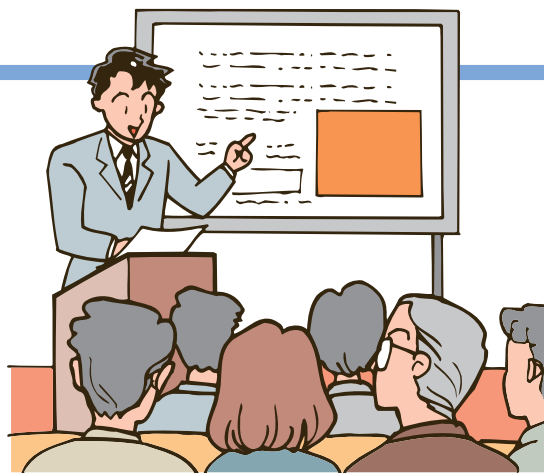
■役立つ情報を提供しています

ホームページで生衛業に関する法律・税制・融資制度等の最新情報をお知らせ

ご相談は、電話、来訪または相談申込書(FAX)によりお気軽にお申し込みください。
(相談申込書はホームページから印刷することが出来ます)

ホームページ <http://www.seiei.or.jp/toyama/>

生衛業のお店のための相談室



経営・資金の借入等相談

相談室では経営指導員が、次のような相談に応じます。

- 衛生・経営・労務など経営全般にわたる相談を行っています。
- お店の新築・増改築や設備更新などで必要な資金の借入れ相談を行っています。
- 消費者の苦情などに関する相談を行っています。
- その他困ったことや知りたいことを相談ください。

■受付時間：月～金曜日(祝祭日を除く) 10:00～12:00 13:00～16:00

税理士、中小企業診断士、弁護士など専門家による相談指導

お店の経営の健全化、補助金・助成金等の申請サポート、税務申告、事業承継に関する相談、各種トラブルなどについて、専門家による相談指導を行っています。お気軽にご相談ください。

なお、相談は全て無料です。ご利用を希望される方は、事前に当センターまでお問い合わせください。

■予約受付時間：月～金曜日(祝祭日を除く) 10:00～12:00 13:00～16:00

生衛業を営む皆さんの相談室です。
気軽に生衛指導センターにご相談ください。

TEL. 076-442-0285 FAX. 076-444-1977

●相談は無料 ●相談内容は他にもれません

これからの生衛業のために

生衛指導センターでは、
相談室のほか生衛業の
振興のために、さまざまな
事業を実施しています。

営業約款 (Sマーク)

理容業、美容業、クリーニング業、めん類飲食店、一般飲食店の5業種で実施しているSafety(安全であること)、Sanitation(清潔であること)、Standard(安心であること)を表わすSマーク店(生衛法に基づく「標準営業約款登録店」)の登録業務を行っています。
Sマーク制度の登録店になり、消費者が安心して利用できることをアピールしましょう。

研修・講習会 の開催

営業者、組合役員、経営特別相談員等への研修・講習会を開催しています。

情報提供

「とやま生衛だより」の発行及びホームページによる各種の情報提供を行っています。
(ホームページ<http://www.seiei.or.jp/toyama/>)

分野調整事業

大企業の進出等により、地域の生衛業者との間に紛争が生じた場合の調査、相談指導、調整などを行います。

各種振興事業

国、富山県から補助を受けて生衛業振興のための各種事業を行っています。
(例：情報化を推進する事業、福祉との連携を図る事業、経営基盤を強化する事業など)

特相員活動の 支援

知事が委嘱している経営特別相談員の活動に関する支援を行っています。

組合事業活動の 支援

生活衛生同業組合の事業活動に対する助言、支援をしています。

受託事業

- クリーニング師及び従事者への研修会、講習会を開催しています。
- 生活衛生関係営業の景気動向等調査を行っています。
- (株)日本政策金融公庫の生活衛生融資の知事推薦書の発行を行っています。

後継者育成の 支援

インターンシップ制度を導入し、若年者の就労能力の修得、勤労観・職業観の育成を行っています。

標準営業約款(Sマーク)の普及・推進

Sマーク

Sマークは、利用者や消費者の利益を擁護するため、厚生労働大臣の認可を受けた約款に基づき営業し、安心・安全の基準を満たしているお店に都道府県生活衛生営業指導センターが交付しています。

Sマークの対象業種

理容店・美容店・クリーニング店・一般飲食店・めん類飲食店について設定されています。

Sマークの登録

Sマークの登録は営業者が都道府県生活衛生営業指導センターに申し出をして登録します。

Sマーク登録店では、

- サービス・メニューについて表示しています。
- 資格者の氏名を表示しています。
- 万が一の事故の場合、賠償するための保険に加入しています。
- 業種ごとに定められた様々な基準を遵守しています。

Sマークは消費者の皆様にご利用いただく際の安全・安心の目印です。登録店には標識が掲出されています。

安全・安心を約束する3つのS



Safety

安全であること

Sanitation

清潔であること

Standard

安心であること



標準営業約款登録店標識

生活衛生営業の 無料アプリ



簡単便利な 4 つの機能



新着情報

生活衛生業の新着情報を知ることができます!



検索機能

業種や地域を絞って情報を検索できます!



先進事例

経営改善の先進的な事例を検索し、閲覧できます!



経営診断

自店の経営診断ができます!

スマートフォンやタブレットから簡単にご利用できます

対応機種／スマートフォン、タブレット OS／iOS(ver.13以上)、Android
インストールはAppストアまたはGoogleplayストアからアプリをダウンロードします。
※アプリの利用で個人情報を取得することはありません。



iPhone 版



Android 版

富山県の13業種の組合

富山県理容生活衛生同業組合	富山市下新町 32-26	(076)441-0604
富山県美容業生活衛生同業組合	富山市下新町 32-26	(076)441-8501
富山県クリーニング生活衛生同業組合	富山市東町 3-2-17	(076)461-3733
富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合	富山市桜木町 11-2	(076)441-4796
富山県公衆浴場業生活衛生同業組合	富山市東町 3-2-17	(076)421-3968
富山県興行生活衛生同業組合	富山市総曲輪 3-9-1	(076)461-5386
富山県鮨商生活衛生同業組合	富山市泉町 1-6-17	(076)491-3226
富山県麺類飲食業生活衛生同業組合	富山市泉町 1-6-17	(076)491-3110
富山県料理業生活衛生同業組合	富山市泉町 1-6-17	(076)471-6013
富山県中華料理生活衛生同業組合	富山市音羽町 1-5-6	(076)421-6532
富山県飲食業生活衛生同業組合	富山市本町 3-26	(076)441-3871
富山県社交飲食生活衛生同業組合	富山市住吉町 1-2-7	(076)461-6935
富山県食肉生活衛生同業組合	富山市掛尾町 500 番地	(076)491-1729

※富山県喫茶飲食生活衛生同業組合は一時休止

富山県生活衛生営業指導センター 案内図



ホームページ



seiei.or.jp/toyama/

公益財団法人
富山県生活衛生営業指導センター

〒930-0804 富山市下新町 8-16 自治労とやま会館内

TEL.076-442-0285 FAX.076-444-1977